

青森市民ガイドブックの発行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市民ガイドブック（以下「市民ガイドブック」という。）の発行及び広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民ガイドブック)

第2条 市民ガイドブックは、本市の地域振興に寄与する地域行政情報誌として発行されるものとする。

(掲載事項)

第3条 市民ガイドブックには、本市の主な制度や手続、公共施設の案内図、観光情報その他の市民生活に役立つ市政情報を掲載するものとする。

2 市民ガイドブックには、地域の発展と活性化を目指すため、広告の掲載を行うものとする。

(配布)

第4条 市民ガイドブックは、市長が必要と認める箇所に配布する。

(共同発行)

第5条 市長は、前3条に定める市民ガイドブックの発行を民間事業者との共同により行うことがある。

2 前項の規定により、市民ガイドブックの共同発行を行う場合における広告の取扱いについては、次条から第10条までに定めるところによる。この場合において、次条に定めるもののほか、青森市広告取扱要綱の規定は適用しない。

(広告掲載の制限)

第6条 広告（市民ガイドブックの共同発行を行う場合の広告をいう。次条から第10条までにおいて同じ。）の掲載に係る制限については、青森市広告取扱要綱（平成19年9月27日実施）第3条の規定を準用する。

(広告掲載の位置等)

第7条 市民ガイドブックに掲載することができる広告の総量は概ね誌面の30パーセント程度とし、その掲載位置は市長が別に指定するものとする。

(掲載広告の決定等)

第8条 市長は、第5条第1項の民間事業者（以下「事業者」という。）が市民ガイドブックに掲載する広告案を作成したときは、広告掲載希望者に係る名簿及び広告案その他必要な書類等を提出させるものとする。

2 市長は、事業者から前項の規定による書類等の提出を受けたときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載の決定をしたときは、広告掲載に係る必要な条件を付することができる。

4 事業者は、広告掲載希望者と広告掲出に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

（広告の内容の修正等）

第9条 市長は、前条第2項の規定による審査の結果、広告案の内容が第6条の規定により準用する青森市広告取扱要綱第3条の規定に該当するおそれがあると認めるときは、事業者と協議し、広告の内容の修正等、必要な指示をすることができる。

2 前項の修正等に要する費用は、事業者の負担とする。

（広告の内容についての責任）

第10条 事業者は、広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1） 広告の内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。

（2） 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保障すること。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民ガイドブックの発行及び広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成23年5月12日から実施する。